

霧島市社会福祉協議会 ニュースポーツ用品（室内用）貸出実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の健康と福祉の増進のため、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するニュースポーツ用品を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2条 ニュースポーツ用品の貸出を受けることができる者は、次の各号に定めるものとする。

- （1） 市内で活動する地域のひろば、ふれあいいきいきサロン等
- （2） 市内の高齢者施設等
- （3） 特に会長が必要と認める団体

（貸出条件）

第3条 ニュースポーツ用品の貸出を受けようとする者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1） ニュースポーツ用品を使用するときは、利用者の安全を確保すること。
- （2） ニュースポーツ用品に故障等が発生した場合は、直ちにその利用を中止し、本会へ届け出ること。
- （3） ニュースポーツ用品を転貸し、または目的外に使用しないこと。
- （4） ニュースポーツ用品を故意に損傷し、または汚損しないこと。
- （5） ニュースポーツ用品を返還するときは、借りたときの状態程度に清掃すること。

（貸出申請）

第4条 ニュースポーツ用品の貸出を受けようとする者は、ニュースポーツ用品貸与申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（貸出決定通知等）

第5条 前条の規定による申込があったときは、会長は内容を審査の上、貸出の可否を決定し、ニュースポーツ用品貸出決定（不決定）通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（貸出期間）

第6条 貸出の期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出数)

第7条 貸し出すニュースポーツ用品のセット数は、原則として利用団体1グループにつき複数貸出可とする。

(費用負担等)

第8条 ニュースポーツ用品の貸出は、無料とする。ただし、貸出期間中にニュースポーツ用品を紛失し、廃棄し、または著しく汚損等をした場合は、申請者は、買替及び修復等に要する費用を負担しなければならない。

(返還)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに本会にニュースポーツ用品を返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する貸出対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) 第6条に規定する貸出期間が満了したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ニュースポーツ用品の貸出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた本会の所有するニュースポーツ用品の貸出は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。